平成２４年（フ）第９２７号
神戸市東灘区西岡本１丁目12番２―205号、従前の住所神戸市中央区熊内町２丁目３番20号　熊内グリーンハイツ303
破産者　三佐和昭雄
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７８４号
兵庫県伊丹市森本６丁目138番地、前住所兵庫県三田市福島108番地３
破産者　岡野　晃稔
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第８３１号
北九州市八幡西区木屋瀬１丁目12番１号213号室、開始決定時の住所北九州市八幡西区大字小嶺721番１　特別養護老人ホーム第三善興園
破産者　タヒラ商事こと　田平　正人
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２号
北海道三笠市美園町35番地
破産者　野田　真司
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第３号
北海道岩見沢市７条西７丁目17番地、住民票上の住所北海道岩見沢市幌向北２条５丁目38番地
破産者　村嶋　芳夫
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第２１７号
北海道苫小牧市美園町３丁目18番22―101号
破産者　菊地　康年
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１０２号
岩手県花巻市高木第19地割50番地
破産者　藤川　健彦
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１３９号
栃木県足利市鹿島町543番地３
破産者　江原　照夫
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第１２５号
石川県加賀市山代温泉14―67　サンベール313号室、住民票上の住所石川県加賀市山代温泉14の11番地１
破産者　川崎由紀子（旧姓林）
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１７２号
愛知県岡崎市上里３丁目15番地１　プレステージ27　102、開始決定時の住所愛知県岡崎市橋目町字柳ケ坪25番地　ウィステリアｉ101
破産者　大城　雅史
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４８１号
愛知県豊田市藤岡飯野町五釜1169番地220
破産者　山本　次徳
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５２１号
愛知県豊田市豊栄町５丁目245番地１　ラ・トゥール豊栄602号
破産者　宮城　拓也
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５５９号
愛知県西尾市吉良町吉田離島33番地
破産者　兼子　幹正
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
滋賀県草津市野村６丁目10番27号
破産者　中谷　浩巳
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７４号
京都市西京区樫原井戸17番地の10
破産者　松薗　俊一
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５６９号
京都市右京区花園寺ノ内町43番地、前住所京都市上京区堀川通今出川上る南舟橋町381番地１　アフィシオン堀川1106号
破産者　前田建設工業こと　前田　恵一
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
松江市浜佐田町860番地１　ＴＡＫＥ―ＵＰⅢ303号、前住所松江市南平台24番７号
破産者　多久和博生
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６号
愛媛県西予市宇和町稲生825番地５
破産者　平田　賢太
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部